

令和8年5月28日

花園大学

本学に入学を希望される皆さまへ

## 「こども性暴力防止法」の施行に伴う本学の対応について

令和6年6月に「こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）」（以下、法という。）が成立し、令和8年12月25日に施行される予定です。

この法は、教育・保育などを行う事業者に対し、児童等（※1）への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。

法の施行により、本学において教育職員免許状、保育士等の資格取得をめざす方は、学校等における実習及び児童等と接する諸活動（介護等体験、教育実習、保育実習、児童福祉施設での社会福祉実習、ボランティア活動等）前に性犯罪前科の有無の確認が行われる可能性がありますので、同法の施行及びこれに伴う本学の対応についてお知らせいたします。

※1「児童等」とは、幼児、小学生、中学生、高校生等を指します。

### 記

#### 1. こども性暴力防止法に関する留意点

- ・法の施行日（令和8年12月25日予定）以降、学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行う前に、実習施設等から法に基づく「犯罪事実確認」（特定性犯罪前科（※2）の有無の確認）が行われる可能性があります。この手続きを求められた場合、学生本人よりこども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- ・犯罪事実が確認された場合、こども性暴力防止法第6条の規定に基づき、児童等と接する実習及び諸活動を行うことができません。

※2「特定性犯罪前科」とは、不同意わいせつ、児童売春、児童ポルノ所持、痴漢、盗撮、未成年淫行等の性犯罪（成人に対する性犯罪を含む。）について、一定期間内（拘禁刑は刑の執行終了等から20年、執行猶予は裁判確定から10年、罰金は刑の執行終了等から10年）の前科を指します。

#### 2. 本学の対応について

- ・法に基づく犯罪事実確認の実施に関わらず、特定性犯罪前科があると判明した学生は、対象事業者の学校等での実習等はできないものとします。
- ・学校等における実習及び児童等と接する諸活動を行うことができないことにより、教育職員免許状等の取得ができなくなる可能性があります。
- ・教育学部、大学院社会福祉学研究科社会福祉学専攻臨床心理学領域において必修とする実習等の授業科目を修得することができない場合、本学の卒業（修了）要件を満たさず、卒業（修了）できない可能性があります。
- ・入学手続きの際に、これら留意点に関する「同意書」を提出いただくとともに、入学後、学校園等における実習及び児童等と接する諸活動に参加する学生については、実習及び活動前に特定性犯罪前科がない旨の「誓約書」を提出いただきますので、ご承知おきください。

【参考】 制度の詳細は、こちらをご確認ください。

こども家庭庁 HP「[こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）](#)」

|  |
|--|
| 問い合わせ先<br>入試課 075-823-0588<br>教務課 075-277-0371 |
|--|